

知的財産権公共サービスに関する「第14次五ヵ年」計画

知的財産権公共サービスは知的財産権管理部門および関連政府部門または公共サービス組織が担当または主導し、知的財産権の創造、運用、保護、管理など主要プロセスに関して、党中央、国務院による知的財産権の重大意思決定と戦略的配置に基づいて、一般大衆とイノベーション主体に関連公共サービス政策、公共サービス製品、情報公共サービス、データのオープン・シェア、利便化政務サービス、政策業務相談などの基本サービスを提供する授益的行為である。知的財産権公共サービスの基本は公共サービスシステムである。その媒介は公共サービス組織とインフラであり、内容は政策保障および無料または低コストの公共財と公共サービスを提供することであり、目的は知的財産権チェーン全体をめぐって質の高い知的財産権公共サービス供給を提供し、知的財産権の創造品質の向上を後押しし、知的財産権保護の総合効力を強化し、知的財産権運用収益を向上し、良好なイノベーション環境とビジネス環境を作り出し、社会全体の創造力と市場活力を引き出し、イノベーション型国家の建設と経済社会の質の高い発展を力強く推進することである。党中央、国務院の知的財産権業務に関する意思決定と配置を徹底的に実行するため、「中華人民共和国国民経済・社会発展第14次五ヵ年計画と2035年長期目標綱要」「知的財産権強国建設綱要（2021-2035年）」および「『第14次五ヵ年』国家知的財産権保護・運用計画」に基づいて、本計画を制定する。

一. 発展の基礎

（一）知的財産権公共サービスの達成した成果

「第13次五ヵ年」期間中、各レベル知的財産権管理部門は習近平総書記の知的財産権業務に関する重要談話の精神を真剣に貫徹し、党中央、国務院の知的財産権業務に関する意思決定と配置を厳格に実行し、「チェーン全体がサービスを提供しながら、チェーン全体にサービスを提供」を理念に、政府の公共サービス職力を強化し、公共サービスの供給を拡大し、知的財産権公共サービス業務にて著しい成果を上げた。知的財産権公共サービスのトップダウン設計をより一層整え、中央から地方までの公共サービス政策システムを基本的に整備し、各地の知的財産権公共サービス意識とサービス能力は持続的に向上した。知的財産権公共サービスシステムの建設を着実に推進し、立体的で多層的な知的財産権情報公共サービスシステムが基本的に形成され、公共サービスの基幹節目カバー率は持続的に増加し、91%の省（自治区、直轄市）、副省レベル都市、計画単列市が知的財産権公共サービス組織を設立して専利、商標情報サービスを実施し、27%の地級市が総合知的財産権公共サービス組織を設立し、公共サービスの主要チャンネルとしての役割が日増しに顕著になっている。民間資本に知的財産権公共サービス業務への参加を幅広く呼びかけ、イノベーション主体に精密かつ正確で、質の高い知的財産権情報サービスを提供するテクノロジー・イノベーションサポートセンター（TISC）を51箇所設立し、大学による知的財産権の創造、運用、保護、管理にトータルサービスを提供する大学国家知的財産権情報サービスセンターを60箇所設立した。知的財産権情報の拡散利用効力は絶えず上昇し、基本データの開放度、情報利用意識と能力は上がり続け、社会全体に専利基本データを34種類、商標基本情報を5100万件以上開放した。知的財産権公共サービスの情報化インフラの計画立案・建設は実質的に進展した。国家知的財産権公共サービスネットワークが稼働し、各種知的財産権業務手続き、情報検索、データダウンロードなどのワンストップサービスを提供し、基本的に「一网通办（オンライン上で全ての事務手続きが完了する——訳

注)を実現した。新世代地方專利検索・分析システムを配置し、各レベル知的財産権管理部門の一般大衆とイノベーション主体に対する情報公共サービス能力をより一層向上した。

(二) 知的財産権公共サービスの直面している情勢

現在、新たな技術革命と産業変革が高度に発展し、世界の技術革新競争は日増しに激しさを増している。中国はまさに中華民族の偉大な復興を実現する重要な時期にあり、イノベーション型国家の建設と質の高い発展を実現する要請が日増しに差し迫っている。知的財産権強国の建設が深く推進されるに伴い、知的財産権の中国の現代的な経済システムの建設と質の高い発展を推進する役割が日増しに顕著になっている。知的財産権公共サービスは知的財産権の質の高い発展と技術革新の基盤サポートであり、知的財産権チェーン全体にて基礎的、保障的な役割を有し、それを果たしている。しかしながら、中国の知的財産権公共サービスシステムはまだ完全ではなく、サービス製品が画一的で、サービス資源が分散し、インフラの情報化・スマート化レベルが低いなどの問題がまだ存在し、知的財産権公共サービス発展の不均衡と不十分の矛盾が依然として際立っている。そのため、知的財産権公共サービスのトップダウン設計をさらに強化し、知的財産権公共サービスの質の高い発展の推進を加速し、知的財産権強国の建設を促進することが、現実的で差し迫った客観的要求になっている。新情勢・新任務・新要求に適応するため、中国の国情に立脚し、歴史的思考と国際的な視野で、知的財産権公共サービスと知的財産権の創造、運用、保護、管理の各プロセス間の内在的論理関係を深く理解し、知的財産権公共サービスの内在的要求と発展規律を正確に把握し、質が高く効率的な知的財産権公共サービスで一般大衆とイノベーション主体のイノベーション需要と発展要求を持続的に満たし、知的財産権の公共サービス効力を絶えず向上し、知的財産権強国の建設を支え、経済社会の質の高い発展を推進しなければならない。

二. 总体要求

(三) 指導思想

中国の特色ある社会主義の偉大な旗印を高く掲げ、党の第19期全体会議と十九回の歴代全会精神を深く貫徹し、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針に堅持し、習近平総書記の知的財産権業務に関する重要講話精神を深く実行し、新発展段階に立脚し、新発展理念を貫徹し、新発展構造を構築し、安定の中で改革を進める業務基本方針を堅持し、知的財産権公共サービスの質の高い発展推進を基本ラインに、情報サービス供給の利用可能性と利便化を重点に、一般大衆とイノベーション主体の需要を満たし、人民の満足度と達成感を向上することを根本的な目的に、人民の便利を図る知的財産権公共サービスシステムの形成を推進し、知的財産権公共サービスの能力とレベルを常に引き上げ、知的財産権強国の建設に強力なサポートを提供する。

(四) 基本原則

政府主導、多様な参加。政府と市場の関係を正しく処理し、各レベル知的財産権管理部門および関連政府部門と公共サービス組織の知的財産権公共サービスの職責を増大し、公共財政保障を強化する。民間の資源をしっかりと集め、各種知的財産権公共サービス組織の知的財産権公共サービス活動への平等で効果的な参加を支援し、知的財産権公共サービス供給のシナジーを形成する。

系統的な協力、平等な利用可能性。国を全体として見据えることを堅持し、体系的な考え方を強化し、統一的に計画し、合理的に配置し、全体で推進し、統一で協力して中央、地方、社会各界の資源優位性を発揮する。中西部地区、中小零細企業への後押しを

拡大し、都市・農村地域の一般大衆とイノベーション主体が知的財産権公共サービス資源と製品を平等に享受できるように推進する。

需要指向、サービス規範。人民中心のサービス理念を堅持し、知的財産権公共サービスの奥行き、広がり、強度を深化させ、知的財産権公共サービスシステムの運用体制メカニズムをより一層整備・完備し、公共サービス規範化基準を統一し、公共サービス方式を新たに生み出し、公共サービスの内容を充実させ、新技術の知的財産権公共サービス分野における応用を拡大する。

問題指向、効力向上。知的財産権公共サービス業務におけるボトルネックと課題について、基礎を固め、長所を発揚し、不足を補充し、弱点を補強する。知的財産権情報化インフラ建設を強化し、知的財産権基本データの開放と共有、プラットフォームの相互接続を補強し、オンライン・オフラインの融合発展を促進し、サービス効力を向上する。

(五) 発展目標

2025年までに、知的財産権公共サービスシステムがより人民の便利を図り、公共サービス情報化インフラをより知的で手軽にし、公共サービスの供給をより豊かで多様化し、公共サービス発展の基礎をより強固にする。

知的財産権公共サービスシステムがより人民の便利を図る。知的財産権公共サービスシステムをより整備し、各種公共サービス組織の配置と運行をより効率的で合理的にし、省レベル知的財産権公共サービス組織は全体カバーを実現し、地市レベル総合知的財産権公共サービス組織のカバー率は50%を越え、地域の経済発展を支える役割が日増しに顕著になる。一般大衆とイノベーション主体が知的財産権公共サービスを受けられる平等性と利用可能性を著しく向上させる。

知的財産権公共サービス情報化インフラがより知的で手軽になる。全国一体化ビッグデータセンターシステムに基づき、国家知的財産権ビッグデータセンターと国家知的財産権公共サービスプラットフォームを建設する。全国規模で各レベル各種知的財産権公共サービスプラットフォームの相互接続を実現し、データ情報資源を関連付けて共有する。知的財産権公共サービスのスマート化レベルを著しく向上させ、サイバーセキュリティ保障をより強力にする。

知的財産権公共サービスの供給がより豊かで多様化する。知的財産権公共サービス参加主体がより多様化し、サービス製品の種類がより充実し、サービス方式がより多様化し、サービス対象がより正確になり、公共サービス供給メカニズムをより整備する。知的財産権公共サービス項目リストがはっきり明確になり、サービス内容基準を規範化する。法令の許可する範囲でデータの安全性を確保したうえで、知的財産権基本データのオープンにすべきものをできる限りオープンにすることを実現し、知的財産権情報の拡散利用効果を著しく向上する。

知的財産権公共サービス発展の基礎がより強固になる。知的財産権公共サービスの基礎理論研究がより深く系統化され、知的財産権公共サービス政策保障がより一層強力になり、知的財産権公共サービス需要がより旺盛になる。各レベルの知的財産権公共サービス組織がより一層強化され、規模が大きく、構造が優れ、有能な知的財産権公共サービス専門人材チームを形成する。知的財産権公共サービスの社会満足度を著しく向上する。

「第14次五ヵ年」期間中の知的財産権公共サービス発展の主要指標

指標	2020年	2025年	累計増加値	種類
1. 省レベル知的財産権公共サービス組織カバー率 (%)	91	100	9	予期性
2. 地市レベル総合知的財産権公共サービス組織カバー率 (%)	27	50	23	予期性
3. テクノロジー・イノベーションサポートセンター (TISC) (箇所)	51	200	149	予期性
4. 大学国家知的財産権情報サービスセンター (箇所)	60	150	90	予期性
5. 国家知的財産権情報公共サービス拠点 (家)	0	200	200	予期性

三. 人民の便利を図る知的財産権公共サービスシステムを形成する

(六) 知的財産権公共サービス組織の建設を強化する。

公共サービス基幹節目の建設を強化する。 省レベル知的財産権公共サービス組織の専門化レベルを引き上げ、管轄区内の重点産業イノベーション能力の向上を促進する中で、平等で利用可能な知的財産権公共サービスを提供し、条件を満たす省レベル知的財産権公共サービス基幹節目で特色ある公共サービスを提供するのを支援し、奨励する。条件を満たす地級市と県(市、区)が自己建設、合同建設、共同建設などの形で総合知的財産権公共サービス組織を建設するのを支援し、知的財産権政策相談、情報サービス、公益研修などのサービスを統一して提供する。(公共サービス司が主導し、各地の知的財産権管理部門が職責に基づいて分掌する)

公共サービス拠点の配置を整備する。 知的財産権公共サービス拠点配置の全体設計を強化し、国家知識産権局直属機関、専利審査協作センター、商標審査協作センター、知的財産権保護センター、快速権益保護センター、権益保護援助センター、海外紛争対応指導センター、専利代弁処、テクノロジー・イノベーションサポートセンター (TISC)、大学国家知的財産権情報サービスセンター、国家知的財産権情報公共サービス拠点などを重要拠点とし、商標業務受理窓口、省レベル知的財産権情報公共サービス拠点、商標ブランド指導ステーションなどを一般拠点とする立体的な分布を形成する。各レベル各種公共サービス拠点が資源優位性を深く掘り起こして利用するように指導し、差別化、特色化したサービスを打ち出す。(公共サービス司が主導し、保護司、運用促進司、国際合作司、予備審査プロセス部、文献部、商標局、出版社、新聞社、情報センター、研修センター、研究センター、検索問い合わせセンター、研究会、各専利審査協作センター、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する)

(七) 知的財産権公共サービス運用メカニズムを最適化する。

知的財産権公共サービスのレベル別・種類別指導を強化する。 知的財産権公共サービスのレベル別・種類別指導措置をより一層整備し、各レベル各種公共サービス組織の経験交流、サービス協力、成果共有メカニズムを整備し、部門間・レベル間・地域間の知的財産権公共サービス内容の効果的な連携を統一的に推進し、知的財産権公共サービスのシナジーを形成する。省レベル知的財産権公共サービス組織の放射効果と牽引効果および地市レベル知的財産権公共サービス組織の基本サポート効果を十分に発揮する。テクノロジー

ー・イノベーションサポートセンター（TISC）、大学国家知的財産権情報サービスセンター、国家知的財産権情報公共サービス拠点の手本・牽引効果を発揮し、基本公共サービスを提供すると同時に、積極的に特色のある差別化したサービスを実施し、技術革新を強力に支援する。専利審査協作センター、商標審査協作センターなどの組織を指導し、地域のイノベーション型経済発展にサービスを提供し、地域ブランドの発展を促進する役割を果たす。知的財産権保護センター、快速権益保護センター、権益保護援助センター、海外紛争対応指導センターなどの組織が公共サービスを実施するのを支援する。一般拠点が知的財産権の情報照会、検索、問い合わせ、研修などの基本サービスを実施するのを支援する。知的財産権総合業務受理窓口、商標業務受理窓口などの各種業務窓口の知的財産権の政策宣伝、業務問い合わせなどの公共サービス機能を強化する。（公共サービス司が主導し、保護司、運用促進司、国際合作司、予備審査プロセス部、文献部、商標局、各専利審査協作センター、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

地域の知的財産権公共サービスの協調発展を推進する。都市・農村の差と地域の発展の差を十分に考慮し、知的財産権公共サービス地域協力業務メカニズムを協調して構築・整備し、地方が差別化し、特色ある知的財産権公共サービスプラットフォームと知的財産権特定データベースの共同構築・共有を奨励、推進し、地域のイノベーション発展を推進する。北京市・天津市・河北省、長江デルタ、広東・香港・マカオベイエリア、成都・重慶地区の二都経済圏などの地域を重点とし、資源配置支援力を強化し、知的財産権公共サービス能力を向上し、地域知的財産権公共サービスの一体化建設の実施を推進する。中西部地区と東北地区では、中心都市を中核に、知的財産権公共サービス資源の流動を推進し、地域内資源の配置を最適化し、地域知的財産権公共サービスの質の高い発展への放射・牽引効果を強化する。地区を跨いだ知的財産権公共サービスの協調協力メカニズムの構築を推進し、地域間の知的財産権公共サービス資源の統合と相互連結を強化する。地域間の知的財産権公共サービス業務協力と支援メカニズムの構築を誘導し、公共サービス資源の未開発地域への注入を促進する。（公共サービス司が主導し、戦略計画司、運用促進司、香港・マカオ・台湾弁公室、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

海外知的財産権公共サービスを強化する。知的財産権公共サービスの国際交流・協力を推進し、知的財産権公共サービスの国際化能力とレベルを常に引き上げる。積極的に知的財産権データの国際基準制定に参加し、「一帯一路」を共同建設する国と地域との知的財産権データ分野の協力と共有を推進する。知的財産権の海外リスク予防メカニズムを整備し、リスク早期警告緊急システムを持続的に整備し、海外での知的財産権情報供給力を増大し、国家海外知的財産権紛争対応指導センターの役割を果たし、企業に高レベルで専門的な指導サービスを提供し、確実に企業の国際競争力を引き上げる。国際展示会の知的財産権サービスメカニズムを整備し、出展企業に有効な知的財産権保護と問い合わせ・宣伝サービスを提供する。（保護司、運用促進司、公共サービス司、国際合作司などが職責に基づいて分掌する）

（八）知的財産権公共サービスの利用可能性を向上する。

重点産業の知的財産権公共サービスを強化する。戦略的新興産業と国家重点産業に焦点を合わせ、知的財産権デジタルサービスの普及と応用を推進し、戦略的新興産業と重点産業イノベーション主体の知的財産権公共サービスに対する達成感と満足度を引き続き向上させ、国家重大戦略配置に効果的にサービスを提供する。国家実験室、基礎学科研究センター、国家技術イノベーションセンターの重点研究分野および国際・地域技術革新センター、国家レベル自主イノベーションモデル区、ハイテク産業開発区の主導産業をめぐって、知的財産権公共サービスの資源供給を強化し、そのイノベーション原動力を十分に

引き出す。能力のある知的財産権公共サービス組織が地域の需要を踏まえ、特色ある優位産業にフォーカスし、差別化した特色あるサービスを提供するのを奨励する。（公共サービス司が主導し、戦略計画司、運用促進司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

中小零細企業の知的財産権公共サービスを強化する。中小零細企業向けの知的財産権公共サービスを強化し、問い合わせサービス、業務指導を提供する。中小零細企業の需要に合致する知的財産権公共サービス製品を開発する。中小零細企業向けの知的財産権リスク早期警告メカニズムを構築し、知的財産権の権益保護能力を向上する。公共サービスモデルを革新し、専門サービス組織が中小零細企業イノベーションに釣り合う低コストで、差別化し、特色あるサービスを開発・開拓するのを奨励する。（公共サービス司が主導し、保護司、運用促進司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

中西部地区の知的財産権公共サービスを強化する。社会化サービス組織が「インターネット+公共サービス」に参加するのを支援し、サービスモデルを革新し、カスタマイズ製品を開発し、中西部地区の一般大衆とイノベーション主体が公共サービスを取得する利便性と利用可能性をより一層向上する。積極的にオンライン授業、オンライン知的財産権図書館などを発展させ、オンライン・オフラインの知的財産権公共サービスの共同発展、深い融合、公開応用を推進する。高度の知的財産権公共サービス組織が末端と中西部地区と接続するのを支援し、質の高い資源の放射範囲を拡大し、農村振興を後押しする。（公共サービス司が主導し、文献部、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

四、スマートで手軽な知的財産権情報化施設の建設を強化する

（九）知的財産権情報化インフラのスマート化建設を強化する。

知的財産権審査システムのスマート化建設を強化する。専利審査・検索スマート化・高度化システムの役割をよりきちんと果たし、クラウドコンピューティング、人工知能などの新技術のスマート審査、スマート検索、スマート分類、遠隔審査保障、異常出願監視などでの応用を強化し、審査管理の自動化とスマート化レベルを向上し、専利審査の質と審査効率を持続的に向上する。商標登録と管理プラットフォームの建設を加速し、パターン認識、ビッグデータ、人工知能などの新技術でスマート審査レベルを引き上げ、商標の権利確認期限を引き続き短縮し、商標審査審理の質と効率を向上する。（条法司、公共サービス司、審査業務部、自動化部、商標局などが職責に基づいて分掌する）

国家知的財産権ビッグデータセンターの建設を強化する。全国一体化ビッグデータセンターシステムを活用し、国家知的財産権ビッグデータセンターを建設し、計算能力の統合とスマートスケジューリングを強化する。知的財産権データの統合力を拡大し、専利、商標、地理的表示および集積回路配置設計などの各種知的財産権基礎データ、国際交換データと部委（國務院所属の各部と各委員会——訳注）共有データを集め、経済、科学技術、金融、法律などの分野との相互接続とデータ共有を実現する。知的財産権データのマイニング・分析・利用を強化し、応用指向で知的財産権専門データベースを建設し、各レベル政府部門にビッグデータに基づいた情報意思決定支援を提供する。（公共サービス司が主導し、自動化部、商標局、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

国家知的財産権公共サービスプラットフォームの建設を強化する。知的財産権情報運用のスマート化新型インフラ建設を強化し、国家知的財産権公共サービスプラットフォームの機能設計と運用管理モデルの革新を強化し、国家統一政務サービスプラットフォームに接続し、政府機関、一般大衆とイノベーション主体にワンストップスマート照会検索、

データ開放、法令データベース、教育研修などのサービスを提供し、知的財産権業務サービス、政務サービス、情報サービスの「一網通弁」を推進する。各レベル各種知的財産権公共サービス組織が国家知的財産権公共サービスプラットフォームに基づき、無料または低コストで関連サービス製品をオープン・シェアするのを支援する。統括で各レベル各種知的財産権公共サービスプラットフォームの建設を推進し、条件を満たす省・市が地方の特色ある差別化した公共サービスプラットフォームを建設するのを支援し、投入による社会的便益発生を最大化を実現する。地域知的財産権公共サービスプラットフォームと国家知的財産権公共サービスプラットフォームの資源相互接続、データ共有を推進する。（公共サービス司が主導し、自動化部、商標局、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

（十）知的財産権情報化データ共有と業務協力を推進する。

知的財産権のデータ共有、業務協力の壁を打ち破る。 専利審査関連システム、商標登録と管理プラットフォーム、国家知的財産権保護情報プラットフォーム、国家知的財産権公共サービスプラットフォームおよび地方知的財産権公共サービスプラットフォームなどの相互接続を統一的に推進し、「情報の孤島」と「データの煙突（データ共有の不十分——訳注）」を解消する。既存の各情報システムの統合、最適化、改造、高度化を強化し、規範化したアプリケーションインターフェースとデータインターフェースを提供し、情報化業務の全体効力の向上を促進し、ユーザー体験を改善する。知的財産権業務のネットワーク・アーキテクチャーを統一的に計画し、情報インフラ案を最適化し、ネットワークとセキュリティ配置戦略を整備し、インターネットプロトコルバージョン6（IPv6）に全面的に対応し、各種知的財産権の業務協力とデータ共有にネットワークサポートを提供する。（公共サービス司が主導し、保護司、自動化部、商標局などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権クラウドプラットフォームの互換性のある建設と融合接続を推進する。 知的財産権クラウドプラットフォームの建設基準を統一的に制定し、各種業務クラウドプラットフォームのハードウェア・ソフトウェアアーキテクチャーの互換性を向上する。公共サービス類クラウドプラットフォームと情報システムの資源を統合し、インフラの融合、データの融合とアプリケーションの融合を促進し、情報化全体効力を向上する。知的財産権生産システムクラウドプラットフォームの対外インターフェースを統一的に規範化し、業務セキュリティを保障した上で、外部へのデータ情報提供能力を最適化する。クラウドプラットフォームの計算能力とストレージ能力を強化し、拡張性と移植性を強化する。（公共サービス司が主導し、自動化部、商標局、各直属機関などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権情報化運用・保守保障能力を向上する。 運用・保守管理を強化し、集中監視の範囲を拡大し、ネットワークとアプリケーションシステムの重要部分のセキュリティ早期警告、問題分析と故障特定能力を向上し、審査システム、公共サービス類システムの安定運用を重点的に保障する。運用・保守プロセスを最適化し、問題応答解決効率を向上し、運用・保守サービスの評価・フィードバックメカニズムを整備し、全体の運用・保守レベルを引き上げる。インフラ、応用環境、業務需要の連動反応を強化し、業務サービス中断の自主早期警告と快速回復能力を向上する。データの耐災害バックアップ能力を向上し、レベル分けバックアップを実現し、システムの耐災害性を整備し、情報システムとアプリケーションデータの利用可能性と信頼性を向上する。（公共サービス司、自動化部、商標局、各直属機関などが職責に基づいて分掌する）

（十一）知的財産権サイバーセキュリティの建設を強化する。

サイバーセキュリティ保障システムを整備する。 サイバーセキュリティと情報化計画設計を統一的に強化し、重複投資と分散建設を回避する。サイバーセキュリティ業務メカ

ニズムを整備し、統一と協調を強化し、サイバーセキュリティ責任制を実行し、各レベルの責任を強固にし、全面的にサイバーセキュリティと情報化業務の効力を向上する。全面的に「サイバーセキュリティ法」「データセキュリティ法」「個人情報保護法」「暗号法」などの法令とサイバーセキュリティレベル分け保護制度を実行し、サイバーセキュリティレベル分け保護の第三級以上のネットワーク、情報システムと重要データのセキュリティ防御を強化し、サイバーセキュリティのリスクを効力的に予防し、除去する。サイバーセキュリティ宣伝教育を強化し、リスク意識を強化し、最悪を想定した考え方を確立する。知的財産権サイバーセキュリティ人材と資金保障力を拡大する。(公共サービス司が主導し、自動化部、商標局、各直属機関、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する)

サイバーセキュリティ保障能力を強化する。 知的財産権サイバーセキュリティリスクの評価、セキュリティの監督管理、予防協力のメカニズムを整備する。全体統一のサイバーセキュリティ監視システムを構築し、測定データの集約・共有を推進する。ネットワークシステムの分野分け最適化改造を秩序的に推進し、構造面からネットワークシステムの根源的なセキュリティ潜在的リスクを取り除く。サイバーセキュリティ技術防御を適切に強化し、セキュリティチェック、測定事前警告、攻撃防御訓練、情報通告、緊急対応などの業務を強化し、サイバーセキュリティの専門的、集約的保障能力を絶えず向上する。クラウドコンピューティング、ビッグデータ、ブロックチェーン、人工知能などの新技術・新応用に対するセキュリティ防御を強化し、その技術、製品、サービス、サプライチェーンの安全を確保する。国産暗号技術と製品の応用を積極的に推進し、暗号技術を使用したネットワークとデータセキュリティ保障のレベルを向上する。(公共サービス司が主導し、自動化部、商標局、各直属機関、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する)

五、豊かで多様化した知的財産権公共サービス供給を強化する

(十二) 知的財産権公共サービス資源を最適化し、拡張する。

知的財産権公共サービスの有効供給を拡大する。 知的財産権公共サービスの有機的統一の形成を推進し、政府と社会化サービス組織などの知的財産権公共サービス供給における関係を整理し、政府の知的財産権公共サービス供給保障における主体的・主導的地位を際立たせ、省レベル知的財産権公共サービス基幹節目の上からの指示を下に伝える中継の役割と手本としての役割を十分に果たす。大学、研究機関、公共図書館、科学技術情報組織、各種テクノロジー・イノベーションパーク、各業界社会団体組織などの社会化サービス組織が政府によるサービスの購入、官民連携などの方式で知的財産権公共サービス供給に参加し、公共サービス内容の多様化、チャンネルの多様化、効力の最大化を実現するのを奨励する。知的財産権の公共サービスと市場化サービスの協調的発展を推進し、市場化サービス組織の高度化し、専門的で、個性的な知的財産権サービス提供を奨励し、支援すると同時に、無料または低コストの公益サービスを提供し、知的財産権公共サービスと市場化サービスの相乗効果の形成を加速する。地方が知的財産権公共サービス資源を統合し、インターネット、ビッグデータなどの現代的科学技術手段を活用し、スマート化し利便化した知的財産権「ワンストップ」サービスホールを建設し、知的財産権公共サービスのオンライン・オフライン連携サービス、集中供給を推進するのを奨励する。(公共サービス司が主導し、運用促進司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する)

知的財産権データ資源の自主供給を強化する。 内容が整備され、基準により規範化し、動的に更新され、相互接続し、安全で信頼できる知的財産権基礎データ資源管理システム

を構築し、データの共同建設、共有、共用業務構造を形成する。知的財産権管理部門と科学技術、工業情報化、商務、教育、公安、法院、税関、市場監督管理、新聞出版などの部門のデータ連動・共有を強化し、協調が有力的で、運用が効率的なデータ相互接続・共有の業務構造を形成する。法令の許可する範囲で、データセキュリティの確保を前提に、データ・セットの公開、データインターフェースの提供など様々な方法で、知的財産権基礎データの公開すべきものをできる限り公開することを実現する。知的財産権基礎データ資源目次を整備し、データ責任リスト制度を確立する。（公共サービス司が主導し、審査業務部、審判・無効審理部、予備審査プロセス部、文献部、自動化部、商標局などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権情報資源の開発と管理を強化する。 知的財産権基礎データの開発、加工、利用を強化する。社会化サービス組織が基礎データ情報を深く加工・利用するのを支援する。専門化組織が知的財産権データのマイニング分析を深化するのを奨励し、知的財産権データ資源の社会貢献度を絶えず向上する。人工知能、ブロックチェーンなどの新技術の知的財産権データ開発分野での応用を推進する。知的財産権データのコンプライアンスシステムの構築を推進し、データ資源のレベル別・種類別管理とセキュリティ管理を強化し、データ公開とデータのプライバシー保護の関係をきちんと処理し、個人情報データのセキュリティ保護を強化する。データ資源の品質評価メカニズムを整備し、データの質と標準化レベルを引き上げる。知的財産権データ取引市場を規範化し、知的財産権データ要素の流動と効率的な配置を実現する。（公共サービス司が主導し、運用促進司、審査業務部、審判・無効審理部、文献部、自動化部、商標局などが職責に基づいて分掌する）

公共サービス製品を開発し、公共サービス能力を向上する。 応用指向で、階層別・種類別応用の知的財産権公共サービス製品を開発する。中国知的財産権公共サービス年次発展報告を作成し、公表する。条件を満たす地区が知的財産権集約型産業、戦略的新興産業、デジタル経済核心産業などの重点産業と基幹核心技術をめぐって、様々な知的財産権専用データベースを構築し、全国で普及し、応用するのを奨励し、支援する。専利、商標、集積回路配置設計の「一つの電話番号で外部対応」サービス能力をより一層引き上げ、問い合わせサービスレベルを常に向上する。ベンチャー主体の需要にフォーカスし、知的財産権分野で告知承諾制を適用する業務範囲を持続的に拡大する。政務サービス評価制度を強化し、オンライン・オフラインを全面的に融合し、政務サービス事項の全網羅、評価対象の全網羅、サービスチャネルの全網羅を実現する。国家知的財産権公共サービスプラットフォームを活用し、中国知的財産権遠隔教育プラットフォーム、智南針サイトなどの各レベル各種知的財産権公共サービスプラットフォームを集約し、オンライン・オフライン知的財産権情報利用技能研修を実施し、知的財産権公共サービス能力レベルを常に向上する。（公共サービス司が主導し、保護司、文献部、商標局、新聞社、研修センター、検索問い合わせセンター、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

（十三）知的財産権公共サービス基準規範を整備する。

知的財産権公共サービスリスト制度を整備する。 知的財産権公共サービス事項リストを確立し、知的財産権公共サービス事項の標準化業務プロセスと事務処理ガイドラインを社会に公開し、サービス事項を細分化し、サービス基準を規範化し、処理期限を明確にする。知的財産権公共サービス事項リストの動的管理メカニズムを整備し、社会需要に近づけ、社会の発展に合わせ、知的財産権公共サービスリストの内容を適時調整する。知的財産権公共サービス基幹節目、各種知的財産権公共サービス重要拠点が共通の公共サービス事項リストをもとに、個別化公共サービス事項リストを自ら制定、公表するのを奨励し、支援する。（公共サービス司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

基礎データ基準規範を整備する。基礎データの供給標準化、利用規範化を推進し、「知的財産権基礎情報データ規範」の応用を普及し、知的財産権基礎データの標準化、規範化を促進する。基礎データの収集、索引作成、保存、伝送、管理、応用などの業界基準および国家基準を整備し、データの共有・交換基準規範面のボトルネックを解消する。知的財産権の質の高い発展の需要に速やかに応え、動的調整メカニズムを確立し、知的財産権の基礎情報データ規範を絶えず改訂し、整備する。（公共サービス司が担当）

（十四）知的財産権情報拡散利用効力を向上する。

知的財産権情報の拡散利用チャンネルを開拓する。知的財産権情報の拡散利用業務の統一管理を強化し、各レベル各種公共サービス組織に地方、業界の特色と発展需要を踏まえて、内容が豊富で形式が多様な知的財産権情報利用とサービス業務を実施し、情報利用の「最後の1キロ」をスムーズにし、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスの全チェーンに対する情報のリンクとサポートの働きを十分に果たすように指導する。知的財産権公共サービス基幹節目と重要拠点に、分野ごとのサービス対象の特徴と需要に基づいて、知的財産権情報の拡散と利用能力の向上・促進業務を的確に展開するように指導する。（公共サービス司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権情報の拡散利用方式を革新する。「インターネット+」の知的財産権情報の拡散利用新モデルを模索し、各種拡散・応用ツールを開発する。デジタル技術を活用して知的財産権情報の拡散利用手段、モデル、理念の革新を推進する。国内外の関連メディアとニューメディア方式を利用して、拡散利用範囲を拡大し、情報の拡散利用効率を上げ、知的財産権情報の拡散利用新構造を構築する。（公共サービス司が主導し、弁公室、文献部、商標局、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権情報の拡散利用能力を向上する。「知的財産権情報公共サービス業務ガイドライン」「知的財産権基礎データ利用ガイドライン」「テクノロジー・イノベーションサポートセンター（TISC）サービス能力向上ガイドライン」「テクノロジー・イノベーションサポートセンター（TISC）サービス製品・サービスガイドライン」などの規範ガイドラインの普及と応用を図り、知的財産権情報公共サービス組織のサービス能力を向上する。公共サービス組織が積極的に情報の拡散利用関連業務の知識研修を実施し、一般大衆とイノベーション主体の知的財産権情報分析利用能力を向上するように階層別・種類別で指導する。各レベル各種公共サービス組織が知的財産権情報の検索分析、リスク早期警告などの情報拡散利用の特別研究と成果を発表するのを奨励し、支援する。知的財産権情報の拡散利用業務の重点の末端への移動、資源の末端への拡大を推進し、一般大衆とイノベーション主体のイノベーション能力向上を後押しし、知的財産権チェーン全体の保護レベルを引き上げる。（公共サービス司が主導し、保護司、文献部、商標局、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

六、知的財産権公共サービス発展の基礎を固め、向上する

（十五）知的財産権公共サービスの良好な発展環境を作り出す。

知的財産権公共サービスの理念を深化する。知的財産権公共サービスの基礎理論研究を強化し、知的財産権公共サービスの基礎理論、知的財産権公共サービスの典型事例などの理論および実務書籍の編集・出版を奨励し、支援する。各レベル知的財産権管理部門と公共サービス組織および関係者の知的財産権公共サービス理論素養と実務能力を向上し、強化する。知的財産権公共サービスの学校、居住区、企業進出などの活動を開催し、一般大衆とイノベーション主体の需要を深く掘り起こし、マッチングする。（公共サービス司が主導し、弁公室、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権公共サービスの成果宣伝を強化する。知的財産権公共サービス宣伝ボランティアチームを立ち上げ、重点工業団地、大手企業で知的財産権公共サービス宣伝ボランティアサービス活動を掘り下げて実施する。モバイルクライアント端末、アプレット、WeChat 公式アカウントなどの知的財産権公共サービスのモバイル宣伝チャンネルの構築を奨励し、支援する。条件を満たす地区が質の高い知的財産権公共サービス成果資源を保存し、拡散するのを支援する。知的財産権特別宣伝・教育活動を企画し、実施する。国際知的財産権文化交流と連携を強化し、中国の物語を見事に紹介し、中国の声を上手に伝える。（弁公室、公共サービス司、国際合作司、新聞社、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権公共サービスの評価を強化する。公共サービス重大政策事前評価と事後評価制度を整備し、意思決定の科学化、民主化、法治化レベルを引き上げる。効力指向の知的財産権公共サービス指標体系と審査基準を整え、実施効果の評価を展開する。知的財産権公共サービスの需要モニタリングを実施し、需要情報の整理、集約と分析を強化し、一般大衆とイノベーション主体の知的財産権公共サービス需要に応える。知的財産権公共サービス満足度評価を実施する。（公共サービス司が担当する）

（十六）知的財産権公共サービス人材と政策の保障を強化する。

知的財産権公共サービス人材チーム育成を強化する。知的財産権公共サービス人材のレベル別・種類別育成力を拡大し、多層的で、マルチチャンネルで、幅広くカバーする研修ネットワークを形成する。大学、研究組織、公共図書館、科学技術情報組織、テクノロジー・イノベーション工業団地、業界団体および社團組織などのサービス拠点の知的財産権公共サービス人材チームを絶えず発展させる。オンライン・オフラインの常態化知的財産権公共サービス人材研修メカニズムを整備する。（公共サービス司、人事司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

知的財産権公共サービス政策保障を整備する。財政、科学技術、政務などの関連政策との連携を強化し、一般大衆とイノベーション主体の質の高いイノベーション発展に政策ガイドラインと方法準拠を提供する。地方が各種公共サービス政策を制定して打ち出すのを推進し、知的財産権公共サービスの質と能力の向上を強化し、知的財産権公共サービス供給を知的財産権試行モデル建設推進の重要な足がかりとする。（運用促進司、公共サービス司、各地の知的財産権管理部門などが職責に基づいて分掌する）

七、実施保障を強化する

（十七）国家知識産権局サイバーセキュリティと情報化建設の実施案を制定する。

サイバーセキュリティのトップダウン設計を強化し、情報化建設発展の手段を明確にし、国家知識産権局のネットワークと情報化システムを統合、最適化、高度化し、サイバーセキュリティが護衛し、情報化構築が能力強化・効果増加を保障し、促進する働きを発揮する。（公共サービス司が主導し、弁公室、戦略計画司、保護司、運用促進司、自動化部、商標局、出版社、情報センターなどが職責に基づいて分掌する）

（十八）計画実施責任を実行する。

党の知的財産権公共サービス業務に対する全面的な指導を堅持し、党中央、国務院の知的財産権公共サービスに関する意思決定・配置が徹底し、成果を上げるのを保証する。計画制定部門が関連任務の実行を統一的に調整し、責任主体と進捗要求を明確にする。各地の知的財産権管理部門が実情を踏まえて、より一層任務を振り分け、措置を細分化し、責任を明確にし、スケジュール、ロードマップと進捗状況を明確にし、時間通りに質を保証

して計画予定の各目標任務を完了するように保証する。（公共サービス司が主導し、局の各部門機関、各地の知的財産権管理部門が職責に基づいて分掌する）

（十九）政策面の協調と保障を強化する。

各レベル政府の知的財産権議事調整組織としての役割を十分に果たし、知的財産権公共サービス業務メカニズムを整備する。問題指向と結果指向を強化し、知的財産権公共サービス業務に対する政策面および資源面の支援を強化し、速やかに重大な課題を解決する。

（公共サービス司が主導し、局の各部門機関、各地の知的財産権管理部門が職責に基づいて分掌する）

（二十）実施状況のモニタリングと評価を強化する。

計画制定部門は計画実施状況の動的モニタリングを強化し、計画実施状況の中期評価、総括評価を適時実施する。各地、各部門は計画実施中に発見した問題について、対応措置を研究し、制定した上で、速やかに調整し、解決する。よいやり方や経験を速やかに総括し、積極的に典型的な経験・やり方を宣伝し、普及する。（公共サービス司が主導し、局の各部門機関、各地の知的財産権管理部門が職責に基づいて分掌する）

出所：国国家知識産権局ウェブサイト

http://www.cnipa.gov.cn/art/2022/1/7/art_75_172687.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。